

非常取扱い、非常即時払の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、以下のとおり、簡易迅速なお取扱いをいたします。

	取 扱 種 別	取 扱 期 間
1	基本契約の解約（解除）の非常取扱いおよび基本契約の解約返戻金（還付金）の非常即時払	
2	特約の解約（解除）の非常取扱いおよび特約の解約返戻金（還付金）の非常即時払	2020年3月19日（木）から 同年5月29日（金）まで
3	普通貸付金の非常即時払	
4	保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し（還付）の非常取扱い	
5	契約者配当金の非常即時払	

※「非常取扱い」とは、通常のご請求では、保険証券（書）等の必要書類のご提出が必要となるところ、このご提出がなくてもご請求をお受けすることができるものです。

※「非常即時払」とは、上記に加えて、通常のご請求では、請求の後日にお支払いするところ、郵便局にて即時にお支払いするものです。